

解約通知書

■ 本通知は取り消しができませんので、通知前に下記の事項をご確認願います。

注意事項

- ① 通知日は、当社へ本通知が到達した日(メールの受信日、郵便の受領日)となります。
- ② 本通知を郵送(原則メール添付)する場合は、手元に通知内容を控え(コピー等)てください。
- ③ 解約の効果(解約日)は、契約書に記載された期間(居住用の場合1ヶ月)が経過した時点となります。
解約日が契約期間を過ぎる場合、更新料等が発生します。
- ④ 最終月の賃料等は、契約書に従い通常通り全額を前払してください。
敷金精算時に日割りが返還されますので、自身で日割り計算しないでください。
- ⑤ 室内点検時に、物件の明渡し(鍵の返却)となりますが、必ずしも希望日に添えるとは限りません。
- ⑥ 退出時に出るゴミ等は、分別を徹底し収集所以外に投棄しないでください。
特に粗大ゴミの収集申込(ネット手続可能)には、1ヶ月近く前からの手続が必要となる場合があります。
残置物がある場合や、粗大ゴミが放置されている場合、その処分費用は賃借人の負担となります。
- ⑦ 室内点検時まで、電気・ガス・水道等の解約を済ませてください。
- ⑧ 郵便局の窓口にて転居届(ネット手続可能)を提出してください。
- ⑨ 精算(敷金の返還)には最大で2ヶ月程度かかる場合があります。

■ 対象物件について

物件名称	
物件住所	〒

■ 解約日について

通知日	年	月	日	解約日	年	月	日	
室内点検の希望日(退去立会日 ※ 午後のみ受付)				月	日	午後	時	分

■ 敷金(保証金)の返金先について

金融機関	銀行			本店・支店・営業部
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号		
名義	(フリガナ)			

■ 契約者(賃借人): 上記注意事項に同意された場合は、以下にご署名(法人の場合は記名押印)ください。

署名		印
携帯電話		
メールアドレス (本通知の受領証を送信します。)		

■ 転居後のご連絡先(精算書の送付先)について

転居先	〒
-----	---

※ 郵送の場合(要控え)
〒158-0083 世田谷区奥沢2-37-9
(有)タカミエンタープライズ 宛

FAX 050-3383-2886